

平成 21 年第 4 回尾鷲市議会臨時会会議録

平成 21 年 11 月 20 日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

平成 21 年 11 月 20 日（金）午前 10 時開会

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 54 号 | 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 55 号 | 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 56 号 | 職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 57 号 | 工事請負契約について（尾鷲市清掃工場 2 号炉サイドプレート及びグレートバー取替工事）
（提案説明、質疑、委員会付託） |
| 日程第 7 | 報告第 24 号 | 専決処分事項の承認について（平成 21 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 8 号））
（報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 8 | 報告第 25 号 | 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
（報告、質疑） |
| 日程第 9 | 議案第 54 号 | 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 55 号 | 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 56 号 | 職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 57 号 | 工事請負契約について（尾鷲市清掃工場 2 号炉サイドプレート及びグレートバー取替工事）
（委員長報告、質疑、討論、採決） |

出席議員（16名）

1番	北村道生	議員	2番	内山	議員
3番	端無徹也	議員	4番	田中勲	議員
5番	三林輝匡	議員	6番	神保美也	議員
7番	南靖久	議員	8番	三鬼和昭	議員
9番	與谷公孝	議員	10番	大川真清	議員
11番	濱中佳芳子	議員	12番	三鬼孝之	議員
13番	高村泰徳	議員	14番	濱口文生	議員
15番	中垣克朗	議員	16番	真井紀夫	議員

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市	長	岩	田	昭	人	君	
副	市	長	横	田	浩	一	君
会計管理者兼出納室長		湯	浅	英	男	君	
市長公室長		仲			明	君	
総務課長		三	木	正	尚	君	
防災危機管理室長		川	口	明	則	君	
税務課長		吉	澤	壽	朗	君	
福祉保健課長		大	倉	良	繁	君	
環境課長		野	田	耕	史	君	
市民サービス課長		山	下	恭	徳	君	
建設課長		大	屋		一	君	
新産業創造課長		奥	村	英	仁	君	
水産農林課長		小	倉	宏	之	君	
水道部長		佐	々	木		進	君
尾鷲総合病院事務長		宮	本	忠	明	君	
尾鷲総合病院総務課長		大	川	一	文	君	
尾鷲総合病院医事課長		世	古	讓	治	君	
教育委員長		平	山		豊	君	
教育長		畑	中	伸	稔	君	

教育委員会教育総務課長	岩	出	育	雄	君
教育委員会生涯学習課長	川	端	直	之	君
監 査 委 員	濱	田	俊	次	君
監 査 委 員 事 務 局 長	濱	野	薫	久	君

議会議務局職員出席者

事 務 局 長	山	本	和	夫
次長兼議事・調査係長	内	山	雅	善
議事・調査係主査	竹	平	專	作

〔開会 午前10時00分〕

議長（三鬼和昭議員） これより平成21年第4回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、平成21年第4回臨時会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会は、平成21年人事院勧告を受け、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正を始めとする条例改正と、尾鷲市清掃工場2号炉改修工事の工事請負契約が地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によることから開催をお願いしたところであります。提出議案につきましては、何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番、大川真清議員、11番、瀨中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日だけに決定いたしました。

次に、日程第 3、議案第 5 4 号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」から、日程第 6、議案第 5 7 号「工事請負契約について（尾鷲市清掃工場 2 号炉サイドプレート及びグレートバー取替工事）」についてまでの計 4 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 4 議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回提案しております議案第 5 4 号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」から、議案第 5 7 号「工事請負契約について（尾鷲市清掃工場 2 号炉サイドプレート及びグレートバー取替工事）」までの 4 議案についてご説明いたします。

平成 2 1 年人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案などの関連法案が 1 0 月 2 7 日に閣議決定されました。本市においては人事委員会の設置義務がなく、社会情勢等諸条件の変化による職員の給与等の増減は、人事院勧告に準拠していることから、本臨時会におきまして議案第 5 4 号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」から、議案第 5 6 号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」までの 3 議案につきまして、改正をしようとするものであります。

まず、議案第 5 4 号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」及び議案第 5 5 号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」の 2 議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

いずれも平成 2 1 年人事院勧告における一般職の期末勤勉手当の支給月数に準じ、期末手当の合計月数を 1 0 0 分の 4 4 0 から 1 0 0 分の 4 1 5 月分に引き下げ、平成 2 1 年 1 2 月期分の期末手当支給割合を 1 0 0 分の 2 3 0 から 1 0 0 分の 2 2 0 に、6 月期分を 1 0 0 分の 2 1 0 から 1 0 0 分の 1 9 5 に改正しようとするものであります。

次に、議案第 5 6 号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」につきましては、平成 2 1 年人事院勧告の、公務員給与が民間給与を 0 . 2 % 上回っているとの勧告に準拠し、本市においても情勢適用の原則に基づいて官民格差を解消するために、医師職給料表及び初任給を中心に 1 級から 4 級の若年層の一部を

除き、行政職給料表、医療職医療技術者給料表、医療職看護師等給料表を引き下げ、また、住宅手当の一部である新築または購入後5年に限り支給している月額2,500円の手当を廃止しようとするものであります。また、期末勤勉手当につきましては、公務員ボーナスが民間ボーナスの支給割合を上回っていたことから、期末勤勉手当の合計支給月数を100分の35月分引き下げようとするものであります。このことにより、一般職については期末手当の6月期分を100分の140から100分の125に、12月期分を100分の160から100分の150に、勤勉手当の6月期分、12月期分を100分の75から100分の70に改め、管理職についても年間の支給割合を一般職と同様に100分の450から100分の415に改正しようとするものであります。

次に、議案第57号「工事請負契約について」につきましては、第3回定例会の一般会計補正予算第7号でご承認いただきました、「尾鷲市清掃工場2号炉サイドプレート及びグレートバー取替工事」の入札を11月5日に執行し、仮契約を締結しているところでございますが、今回、本契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」など4議案の提案説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号の4議案につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号は、それぞれ所管しております常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第7、報告第24号「専決処分事項の承認について（平成21年度尾鷲市一般会計補正予算第8号）」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告について、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告案件についてご説明いたします。

報告第24号「専決処分事項の承認について（平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

報告第24号の「専決処分事項の承認について（平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）」につきましては、歳出においては、去る10月8日の台風18号により被害を受けた学校等の公共施設、市道、林道の補修並びに公園等の風倒木処理経費として1,293万3,000円、新型インフルエンザワクチンの接種が11月にも開始される予定であったことから、新型インフルエンザ費用軽減事業として1,520万5,000円を追加し、2,813万8,000円の補正額とするものです。この新型インフルエンザ費用軽減事業は、国で示された優先接種対象者のうち、生活保護世帯の方及び市民税非課税世帯の方に対して予防接種費用を助成するものであります。

歳入においては、国庫補助金で新型インフルエンザ費用軽減事業の2分の1の760万2,000円、県補助金で4分の1の380万1,000円を計上しております。基金繰入金では、台風被害に要する経費1,293万3,000円と新型インフルエンザ費用軽減事業の市負担額380万2,000円の1,673万5,000円を財政調整基金から繰り入れ、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億8,324万8,000円とする歳入歳出予算の補正であります。

以上をもちまして、報告第24号「専決処分事項の承認について（平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）」の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第7、報告第24号「専決処分事項の承認について(平成21年度尾鷲市一般会計補正予算第8号)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、報告第24号は承認されました。

次に、日程第8、報告第25号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、報告第25号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」につきましては、平成21年10月8日未明、台風18号の強風により、市内賀田町の市管理地の立木が倒れ、隣接する土地に立つ住居用家屋に衝突し、屋根及び壁等に損害を与えたものであります。このことから、平成21年10月26日に損害賠償額を72万9,900円と決定すべく、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、報告第25号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で説明は終わりました。

この際、報告に対し質疑がございましたら、報告案件であることをご留意の上
ご発言願います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議題の件は報告でありますので、これをもって終結いたします。

ここで暫時休憩し、付託議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室
において、最初に総務産業常任委員会を開催していただき、同委員会終了後、生
活文教常任委員会を開催していただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前10時16分〕

〔再開 午前11時12分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、日程第9、議案第54号「市長及び副市長の給与等に関する条例の
一部改正について」から、日程第12、議案第57号「工事請負契約について
（尾鷲市清掃工場2号炉サイドプレート及びグレートバー取替工事）」までの4
議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました4議案につきましては、それぞれの所管の常任委員
会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長
の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） 本日、私ども総務産業常任委員会に付託になりました議案
第54号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案
第55号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案
第56号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」の3議案につきまし
て、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

委員会では、市長及び副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴
取を行い慎重に審査をいたしました結果、付託されました3議案はいずれも全会
一致で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 次に、生活文教常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔 1 2 番（三鬼孝之議員）登壇〕

1 2 番（三鬼孝之議員） 本日、私ども生活文教常任委員会に付託になりました議案第 5 7 号「工事請負契約について（尾鷲市清掃工場 2 号炉サイドプレート及びグレートバー取替工事）」、以上 1 議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

市長、副市長及び関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第 5 7 号「工事請負契約について（尾鷲市清掃工場 2 号炉サイドプレート及びグレートバー取替工事）」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第 9、議案第 5 4 号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第 5 4 号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第55号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第55号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第56号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(三鬼和昭議員) 挙手多数であります。

よって、議案第56号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第57号「工事請負契約について(尾鷲市清掃工場2号炉サイドプレート及びグレートバー取替工事)」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第57号「工事請負契約について(尾鷲市清掃工場2号炉サイドプレート及びグレートバー取替工事)」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 議員の皆様、本日は慎重なるご審議を賜り、本当にお疲れさまでございました。

本臨時会に提出いたしました議案を原案どおりご承認賜り、また専決処分事項

についてもお認めいただきましたことに感謝申し上げます。

簡単ではございますが、本臨時会の閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

議長（三鬼和昭議員） 本日一日、まことにご苦労さまでした。

これをもって平成21年第4回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時20分〕